

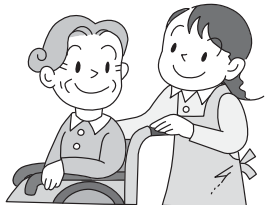
マル福受給者証の更新の時期になりました

現在お使いのマル福受給者証の有効期限は、令和7年6月30日までとなっており、令和7年7月1日から受給者証が新しくなります。令和6年中の所得により、該当、非該当の判定を行い、該当する方へ6月下旬に新しい受給者証を送付します。

- ☆ 下記に該当する方は、手続きが必要となりますので、**6月中**に手続きされますようお願いします。
- なお、該当する方には6月16日までに通知します。
- ・令和7年1月1日以降に転入された方
 - ・令和6年中の所得の申告をされていない方
 - ・障害者手帳・障害年金証書等の確認が必要な方
 - ・その他確認事項がある方
- ※マル福には所得制限があります。（詳しくは保険課（4番窓口）へお問い合わせください。）
- また、同一世帯内に所得が1千万円を超える扶養義務者がいる場合、非該当となります。

☆ 現在受給者証をお持ちでない方が新規でマル福を受給するにはご本人（または代理人）からの申請が必要です。下記に該当する方で、申請されていない方は、保険課（4番窓口）へお問い合わせください。

ひとり親家庭	離婚、死別などの事由により配偶者のいない方、または配偶者が重度心身障害者である方で、 <u>下記に該当するお子様を監護し</u> 、一定の条件（※）を満たしている方とそ のお子様。 ・18歳未満 ・20歳未満で、一定の障害の状態にある、または高校等に在学中である （※）世帯、保険資格、配偶者の障害状況等により認定を行います。
重度心身障害	次のいずれかに該当する方。 ・身体障害者手帳（1級、2級または内部障害における3級の認定を受けている場合に限る。）をお持ちの方 ・身体障害者手帳（3級）かつ知能指数が50以下の方 ・精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方 ・療育手帳（マルAまたはA）をお持ちの方 ・障害年金1級の受給権をお持ちの方 ・特別児童扶養手当（1級）受給中の方 ・精神障害者保健福祉手帳（2級）と身体障害者手帳（3級または4級）を両方お持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳（2級）をお持ちで知能指数が50以下の方 ・身体障害者手帳（4級）をお持ちで知能指数が50以下の方



- 申請に必要なもの：
- ・申請する方の健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか（マイナ保険証を除く）
 - ・来庁する方のご本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

《該当する方のみ》

- ・戸籍謄本【ひとり親家庭の方で、離婚された場合、または配偶者と死別された場合】
- ・重度心身障害者であることが確認できるもの（障害者手帳等）【上記の重度心身障害のいずれかに該当される方】

国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内

令和7年度の国民年金の保険料（定額）は、月額17,510円です。

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金などを受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、国民年金制度では個人の所得に応じて保険料の支払いを免除または猶予することができます。

※保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）について免除等を申請することができます（学生納付特例も同様）。



令和7年度（令和7年7月分から令和8年6月分まで）の
免除・納付猶予制度申請受付開始日：令和7年7月1日

【免除（全額免除、一部免除）申請・納付猶予申請】

免 除 申 請：本人、配偶者、世帯主の前年所得が所得制限額未満の場合に保険料の納付が全額免除又は一部免除の申請ができます。

納付猶予申請：50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が所得制限額未満の場合に納付猶予の申請ができます。

- 申請に必要なもの：免除される方の年金手帳または基礎年金番号通知書
来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ※「一部免除」については一部保険料の納付が必要です。
- ※免除・納付猶予を受けている期間は10年まで遡って追納することが可能です。

《退職（失業）による特例について》

退職された方の所得をゼロと判定することで、免除・納付猶予制度を受けやすくする特例です。退職日の翌日（喪失日）が属する年の翌々年の6月分までの免除申請に適用されます。

- 申請に必要なもの：雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証 など
来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

【学生納付特例申請（令和7年4月1日から受付しています）】

学生の方で本人の所得が所得制限額未満の場合には、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度を利用できます。

- 申請に必要なもの：
- ・学生証（有効期限の記載があるもの）の両面（表・裏）コピーまたは在学証明書（原本）
 - ・来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ※学生の方は学生納付特例以外の免除や納付猶予を申請できません。
- ※学生納付特例を受けている期間は10年まで遡って追納することが可能です。

【産前産後免除該当届について（出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です）】

出産予定月の前月から4か月の保険料が免除されます。上記の免除申請と違い、産前産後の期間は納付された扱いとなりますので、免除・納付猶予の申請をしている方も必ず届け出をしてください。

- 申請に必要なもの：母子手帳（出産後の申請の場合は不要）
来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

マイナポータルから保険料免除申請等、国民年金手
続きの電子申請ができます。

※初めてマイナポータルを利用される方は、
マイナポータルのログイン画面の「登録・ログイン」
から「利用登録」を行ってください。



マイナポータルはこちら
<https://myna.go.jp>